

猪苗代湖を世界へ

～ラムサール条約登録を目指して～

郡山市は、福島県、会津若松市、猪苗代町とともに、2025年7月に猪苗代湖をラムサール条約に登録するための活動を行っています。
広報こおりやま2024/令和6年7月号▶



猪苗代湖は、様々な私たちの暮らしを支える貴重な資源です！
将来にわたる保全と利用のため、条約登録への応援をお願いします。



猪苗代湖(鬼沼:郡山市湖南町)

ラムサール条約とは

正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

1971年2月にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された湿地に関する条約です。

湿地（河川や湖沼なども含む）は、多様な生物のすみかであり、水源として、また農業や漁業、観光資源としても利用され、私たちの生活を支えています。

ラムサール条約の目的である「3つの柱」により、猪苗代湖を次の世代、未来へと引き継ぎましょう。

※猪苗代湖は登録の条件である9つの国際基準のうち、以下2つの基準を満たしています。

基準1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地

基準2：水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

条約の3つの柱

保全・再生	私たちの暮らしを支える重要な湿地の生態系を守ること
賢明な利用(ワイズユース)	湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用すること
交流・学習	湿地を通じた学習・交流活動、広報・普及活動を行うこと

ラムサール条約の詳細については、
環境省のホームページから▶



※条約の登録による新たな規制は生じません

今後のスケジュール

	2024年9～12月	2025年1～3月	2025年4～6月	2025年7月
内容	RIS作成(※)	環境省へRIS提出	ラムサール条約事務局へRIS提出	COP15 第15回締約国会議(ジンバブエ共和国)
	登録自治体・環境省 事務打合せ			
	市民・関係団体へ啓発活動			

※RIS…ラムサール条約登録湿地情報票…ラムサール条約登録湿地の主な特徴と国際的な重要性を簡潔な説明文で記入した書類

<問い合わせ先> 郡山市環境政策課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7

TEL : 024-924-2731

Mail : kankouseisaku@city.koriyama.lg.jp



紙ヘリサイクル可

この印刷物は、印刷用の紙ヘリサイクルできます。